

施設入所判定指針

社会福祉法人岡山千鳥福社会
特別養護老人ホーム長船荘

施設入所判定指針
＜特別養護老人ホーム長船荘＞

（目的）

第1条 この指針は、「介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」（平成24年岡山県条例第63号）第10条第2項の規定に基づく入所者決定の透明性・公平性を確保するため、入所に関する手続き及び基準を明示することにより、介護保険制度の趣旨に即した施設サービスの円滑な実施に資することを目的とする。

（入所の申し込みの方法）

第2条 入所申し込みは、入所申込書（様式1号）に被保険者証の写しを添付して申し込むものとする。また、要介護1又は要介護2の認定を受けている者については、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であることについて、現在の状況等を特例入所申込書（様式1-2号）に記載し、添付する。

（入所の面接及び説明）

第3条 施設入所を受け付ける際には、原則として入所希望者及び家族と面接を行い、必要に応じて健康診断書の提出を求めるなど、心身の状況や病歴等の把握に努めるとともに、入所順位の決定方法等について説明を行うこととする。

（受付簿の管理）

第4条 施設入所申込書を受理した場合は、受付簿（様式2号）にその内容等を記載して管理しなければならない。また、他の施設入所や辞退等の事由が生じた場合は、その内容を記録することにより申込書の取扱いの経緯を明らかにする。

（個別事情の調査）

第5条 施設入所の申込みを受け付けた場合には、入所申込書等及び入所順位評価基準（別表）を基に調査票（様式3号）を作成し、入所順位を付けた入所順位名簿（様式4号）を作成する。この場合において、調査票の合計点数が同点の場合は、「要介護度」や「介護者の状況」等を総合的に判断して、入所順位付けを行う。

（入所退所判定委員会）

第6条 施設は、入所順位決定を公正・円滑に処理するために入所退所判定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の構成及び運営）

第7条 委員会の委員は、施設長、事務長、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員で構成する。また施設職員以外の第三者の参加を求める。

- 2 委員会は、施設長が召集し、原則として2ヶ月に1回程度開催する。
なお、市町村・ケアマネージャー等から緊急の依頼があった場合は緊急に召集するものとする。
- 3 委員会は、協議により入所の必要性の検討を行い、入所順位名簿を整備・調整する。
なお、特例入所に係る入所希望者本人の入所の必要性の検討に当たっては、必要に応じて保険者市町村に対して、意見を求めることができる。
- 4 委員会は、協議の内容を記載した議事録を作成して、2年間保存するとともに県または市町村から求められた場合には、これを提出するものとする。

(守秘義務)

第8条 施設の職員及び委員会の第三者委員は、業務上知り得た入所希望者やその家族等に関する個人情報を漏らしてはならない。また、施設を退職した後及び委員を退任した後も同様とする。

- 2 施設は、責任者を定め、入所希望者や家族から入所の判定等に関する説明を求められた場合には、適切に対応するものとする。

(入所者の決定)

第9条 施設長は、入所順位名簿に基づき、入所者の決定を行うものとする。ただし、入所者の決定に当たっては、施設における利用者の生活全般の安定を図る上で、次の項目等を勘案して入所者の決定を調整する。

- (1) 性別に応じた居室の状況
- (2) 認知症に対する施設の受入体制
- (3) 医療を必要とする場合における施設の受入体制

また、入所希望者の都合により入所辞退があった場合は、入所順位名簿から削除する。ただし、入所申込継続の希望があれば入所順位名簿から除外し、入所保留者名簿(様式5号)に記載する。また、入院等やむを得ない事由による入所辞退の場合は、入所順位名簿上に入所順位を保留する。

(特別な事由による入所)

第10条 次の場合には、施設長の判断により例外的に入所の決定ができる。ただし、この場合、入所決定後、最初に開催する委員会において、その経過を報告し、議事録に記載する。

- (1) 老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所による場合
- (2) 入院中の入所者の再入所が早まった場合
- (3) 介護者による虐待、介護放棄若しくは介護者の急な入院・死亡等により、緊急的な入所の申出があり、その必要性が認められ委員会を招集する余裕のない場合
- (4) 在宅復帰、又は長期入院していた者からの入所申込みがあり、再入所が妥当と認められる場合

(入所指針の公開)

第11条 施設は、作成した入所順位の決定方法を、施設内に掲示する等の方法により公開するものとする。

附則 この入所判定指針は、平成15年 4月 1日から運用する。
この入所判定指針は、平成17年 2月 7日から運用する。
この入所判定指針は、平成22年 3月17日から運用する。
この入所判定指針は、平成27年 4月 1日から適用する。